社会資本整備に関する説明責任(アカウンタビリティ)の推進指針 照会時からの変更点 ※変更点抜粋

頁	九 <i>八次十</i> 畝/#ファ目	日十フジ	明書げ (マぁゎ		oc即入吐	公次 +軟件	ァ胆・ナフ	当明事け (マ+	ウンカビリニュ)の#Y体性のL(3セラウ)ツノ	\	備考	
- '			社会資本整備に関する説明責任(アカウンタビリティ)の推進指針(改定案)※今回				畑 ち					
別	第4-1 道営施設建設事業(開発公共事業)における段階別推進方策					第4-1 道営施設建設事業(開発公共事業)における段階別推進方策						
紙 1		対象 範囲	情 報 提 供 資料と内容	情報提供の時期	補足 事項		対象 範囲	情報提供 資料と内容	情報提供の時期	補足 事項		
	政策の企画 立案 段階	(略)	(略)	(略)	(略)	政策の企画 立案 段階	(略)	(略)	(略)	(略)		
	個別箇所の事業 計画策定開始段階	(略)	(略)	(略)	(略)	個別箇所の事業 計画策定開始段階	(略)	(略)	(略)	(略)		
	事業計画(案) 策定段階	(略)	(略)	(略)	(略)	事業計画(案) 策定段階	(略)	(略)	(略)	(略)		
	事業実施段階	(略)	(略)	○①~④については、当該年度の 遅くとも6月までに実施 ○⑤については、翌年度の遅くとも 9月までに実施	(略)	事業実施段階	(略)	(略)	○①~④については、当該年度の 遅くとも6月までに実施 ○⑤については、特別な場合を除き 翌年度の遅くとも9月までに実施	(略)	・本文との整合	
	事業完了後	(略)	(略)	(略)	(略)	事 業 完 了 後	(略)	(略)	(略)	(略)		
別 紙 2	第4-2 道営施	設建設事 対象 範囲	業(開発公共 情報提供 資料と内容	事業以外)における段階別推進方策 情報提供の時期	補足 事項	第4-2 道営施	設建設事 対象 範囲	事業(開発公共 情報提供 資料と内容	事業以外)における段階別推進方策 情報提供の時期	補足 事項		
2	政策の企画 立案 段階	(略)	(略)	(略)	(略)	政策の企画 立案段階	(略)	(略)	(略)	(略)		
	個別箇所の事業 計画策定開始段階	(略)	(略)	(略)	(略)	個別箇所の事業 計画策定開始段階	(略)	(略)	(略)	(略)		
	設 計 着 手 · 事業予算化段階	(略)	(略)	(略)	(略)	設 計 着 手 · 事業予算化段階	(略)	(略)	(略)	(略)		
	事業実施段階	(略)	(略)	○①~④については、当該年度の 遅くとも6月までに実施 ○⑤については、翌年度の遅くとも 9月までに実施	(略)	事業実施段階	(略)	(略)	○①~④については、当該年度の 遅くとも6月までに実施 ○⑤については、特別な場合を除き 翌年度の遅くとも9月までに実施	(略)	・本文との整合	
	事業完了後	(略)	(略)	(略)	(略)	事業完了後	(略)	(略)	(略)	(略)		
別	第4-3 補助事業(施設整備事業)における推進方策					第4-3 補助事業(施設整備事業)における推進方策						
紙 3		対象 範囲	情 報 提 供 資料と内容	情報提供の時期	補足 事項		対象 範囲	情 報 提 供 資料と内容	情報提供の時期	補足 事項		\I
	補助採択段階	(略)	(略)	○①~⑤については、交付決定後、 速やかに実施 ○⑥については、翌年度の遅くとも 9月までに実施	(略)	補助採択段階	(略)	(略)	○①~⑤については、交付決定後、 速やかに実施○⑥については、特別な場合を除き 翌年度の遅くとも9月までに実施	(略)	・本文との整合	温 →